

# 山田出雲守複数人説について

## 伯耆山田氏とは

伯耆國又米郡山田別宮周辺を基盤とした一族。最後の当主山田民部丞の跡を、永禄05年（一五六二）頃、長田名字の平三左衛門尉（四年後出雲守）が相続した。二人とも藝州毛利氏に従い活躍。特に出雲守（重直）は伯馬・因幡・美作・出雲・筑前に足跡を記した。因幡では徳吉城・鴨尾城の在番を務めた。また天正07年（一五七九）09月、小鴨元清・南條元續が毛利陣営を離脱した際にも毛利軍の一翼を担い、後、毛利に従い伯耆から退去した。

## 山田出雲守複数人（別系）説 文言上の不審

1571 ○元龜02年05月08日06/10（包紙部略）  
先度、岩倉における合戦の時、敵宗徒の者三人、御方御人数討ち捕らるるの由に候。毎事御心懸げ、御馳走比類無く候。寔に御粉骨の至りに候。殊に、頃は淀山□□仰せ付けられ候や。御方御筆の由、御辛勞に候。□□の儀者は申す能わす候。併ら藝州御馳走に候。なお小佐山田迄申し上七候の間、演説有るべく候。恐々謹言。  
五月八日 元春花押

山田出雲守殿御宿所

（右國徴古館所藏「山田家古文書」巻01-002）

## 伏線にある文書 不審1とすると次掲文書への説明が容易になる

1582 ◎天正10年11月16日12/11

八橋普請の儀任  
先奉書之旨令  
免除候爲其一  
筆令申候恐々謹言  
天正十 河野美濃守  
霜月十六日春頼（花押）  
山田出雲守  
方宗（花押）  
神主社人



\*この人物は誰か？（山田出雲守重直が直前まで活動中）  
（伯耆万見神社「池本正頼氏所藏文書」）

主言 / 文を山田出雲守に充てつつ情報は「山田迄」伝えたとするのは不自然、明らかに別人  
／西系史料に見える「山田出雲守」の行動に微妙なズシがある（埋文HP扱い）

萩系 ↓ 系統不定（民部丞の後に山田出雲守が出現、の認識だけは共有）  
寄組山田吉兵衛家文書（原本十若干の写し）・関関録・譜録

岩國系 ↓ 伯耆山田氏由来  
山田家古文書・藩中諸家古文書纂

## 複数人説への疑問

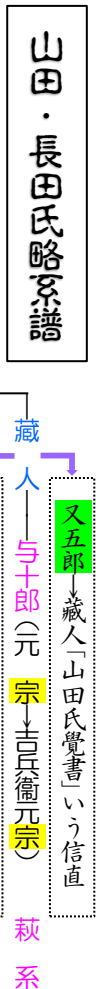
主言 / 「山田迄」の理解を尊重しても、「別系証明は、迅速且つ田満に行えない」矛盾  
／別系を明確に拒む史料を看過+重複情報が増加+そもそも別系該当者が未証明

∴ 文言解釈や比定年次による論争は水掛け論で、別系・一系の成否判断が早道

## 同一人説による考証結果

- ① 萩系も岩國系も同じ伯耆山田氏からの分かれ（今回は一部のみ紹介）
- ② 重直と明記する最終史料は推定天正10年06月12日まで
- ③ 「出雲守方宗」の初見史料が天正10年11月16日（②と④に割り込む）
- ④ 重直と思われる出雲守の存命は、推定天正11年02月27日まででは確認可能
- ⑤ 藏人子息（與十郎元宗）系・藏人弟（次郎五郎）系は共に出雲守方宗たり得ない

∴ 別系説は無理。その立脚点も重直＝方宗の選択肢しか残らない



1573 天正01年11月07日現在「又五郎」  
\*この時は譲与・継承の意志があった

\*出雲守は長田又五郎 → 長田平三左衛門尉 → 山田平三左衛門尉 → 山田出雲守

初名「重直」 晩年に「方宗」？ 1562 永禄05年10月 1566 永禄09年

\*重直子息「又五郎（藏人）」は「藩中諸家古文書纂」と「譜録」に文書交錯  
■ 萩系のみ ■ 岩國系のみ ■ 西系共通

1232 ■御成敗(貞永)式目第八条 「年紀法(所有権の時効に関する法律)」「(御下文(幕府の出した権利証書)を兼ぶると雖も知行せしめず年序経たる所領の事右、当知行の後、廿箇年を過ぎたる者は、右大將家の例に任せ、理非を論せず、改替するあたはず。而るに知行の由を申し御下文を掠め給はるの輩、彼の状を帯びて雖も叙用するに及ばず。」

\* 当知行(本知行の対極語)言い換えれば本知行者の権利も20年で失効)

\* 御成敗式目の法理念は室町幕府や戦国家法にも引き継がれる

1574 ●天正02年04月05日05/05【一部分】  
六項目略

以上

右 御判頂戴致し候と雖も、未だ安堵仕らず候。連及を以て御詫言致すべき事、専要に候なり。仍て、證據件の如し。

天正貳

四月五日

吉川式部少輔殿

和泉守經安(花押)

(石見吉川家文書「藤原吉川什書卷①」027)

1581 ●天正09年02月26日04/09【一部分】  
五項目略

不知行在々所々の事、父經安公これを注し置かれ候。連及を以て秘訴致すべき事、専要なり。仍て後日のため、一筆件の如し。

同年同日

吉川龜壽丸殿

式部少輔經家(花押)

(石見吉川家文書「藤原吉川什書卷①」028)

①年末詳吉川元春書状写(包紙部略)

御秘訴の儀に就き、重書仰せを蒙り候。慥かに承知せしめ候。先度山民上るの時、申し入れ候如く、吉田に至り伺い申し候條、事の趣、聽て申し入れるべく候。聊か我等において別儀有るべからず候。申すに及ばず候と雖も、いよいよ其の表の儀、御緩み無き御行肝要に候。御馳(走脱力)頼み存じ候。恐々謹言。

八月晦日

山田出雲守殿

元春花押(花押影で類推できないのが痛い)

御宿所

(石國徵古館所藏「山田家古文書」卷02-022)

\* 山民—山田民部丞の略記

山出も含め、この時代多用される。同人は萩系のみ

1582 ②天正10年06月12日07/11 本能寺の変直後と思われる  
羽衣石家中正儀無きの由に候間、自然、明け退き候するやと思し召され、御家来衆差し出され、尾頭において南通路の者討ち果たされ、頸差し越され候。御行の段、比類無き儀に候。我等事、明日ハ泊へ着たるべく候間、程近く承り申すべく候。左候條、審か能わす候。恐々謹言。

六月十二日

重書御返報 \*重直名義の最終史料

1583 ④天正11年02月27日04/19

其方事、今度此口長々在番候て、老足

別而辛勞之段祝着之至候仍連及愁

訴之儀聊無忘却候雖然東三郡之儀

悉相賦於于者明所少茂無之候然恐者

雖少所之儀候伯州久米郡之内鹿野分拾

八石同郡之内小東境分拾石合貳拾八石

地之事進之候全可有知行事肝

要候恐々謹言

一月廿七日

元春(花押)

山田出雲守殿

進之候

1582 ⑤天正10年01月09日02/11

元

天正十

正月九日輝元 御判

山田與十郎殿

1583 ⑥天正11年06月04日07/22

御方の儀、出雲守方に對し所々において進らせ置候地等の事、所勘相違有るべからず候。全書知行肝要に候。仍て一行、件の如し。

天正十一年六月四日

元春花押

元長花押

山田次郎五郎殿

(石國徵古館所藏「山田家古文書」卷01-010)

次郎五郎が方宗だとすると、③以前に彼は重直から家督を譲られていたはずだが、実際はこの通り。よって③段階で彼もまた出雲守たりえない。